

山鹿市予防接種実費徴収規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年6月16日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市予防接種実費徴収規程の一部を改正する規程

山鹿市予防接種実費徴収規程（平成17年山鹿市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第33条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年6月16日から施行する。